

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社増岡組
広島県広島市中区鶴見町4-25

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和5年4月28日～令和5年6月27日（2ヵ月）
中国四国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止理由

株式会社増岡組の社員は、広島県が発注した県立高校改修工事の一般競争入札で、令和3年8月5日、同県の職員が予定価格を伝え、その謝礼としてスポーツ観戦チケットを渡したとして、令和5年2月22日、公契約関係競売等妨害と贈賄の疑いで広島県警に逮捕され、令和5年3月15日、公契約関係競売等妨害と贈賄の罪で起訴された。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該区域内の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>当該区域を対象として</p> <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p>